

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全

国

歯

報



第66号

2010.4

第 6 6 回 通 常 組 合 会

平成22年度事業計画・予算案承認さる

審査支払業務等を栃木県国保連合会に一元化  
療養附加金を廃止



平成22年3月24日（水）午後1時より、中野サンプラザにおいて第66回通常組合会が開催された。横山理事長の挨拶の後、報告事項でレセプトオンライン化に伴い審査支払業務等を20府県国保連合会と締結していた業務委託契約を取消、平成22年度から栃木県国保連合会に一元化すること、歯科給付について自家診療以外は給付する等歯科給付制限の緩和及び節目健診補助金、インフルエンザ予防接種補助金事業の実施期間の延長等31項目について報告された。

続いて議事に入り、地区の拡張、療養附加金の廃止、後期高齢者支援金等賦課額（2,300円→2,400円）、介護納付金賦課額（2,700円→2,800円）、役員及び職員の退職金に係る積立金をそれぞれの規程に基づき役員と職員を分割して積立する等の規約改正（案）や平成22年度事業計画並びに平成22年度歳入歳出予算（案）等6議案が原案どおり可決承認された。

議長挨拶（要旨）

南議長



白尾副議長、南議長、平木副議長

第66回通常組合会を開会いたします。議員各位には年度末又お足元の悪い中全国各地よりご参加頂き有難うございます。本日、本組合会に付託されている議案は平成22年度事業計画及び歳入歳出予算案です。慎重な審議とともに円滑な議事進行にご協力賜りますようお願いいたします。

## 開会の辞（要旨） 一志副理事長

第66回通常組合会に各支部よりご参集を頂き、誠に有難うございます。本日は平成22年度事業計画及び予算（案）、又人事案件、規約改正等があります。どうぞ慎重審議の上、議決賜りますようお願いいたします。



一志副理事長

## 理事長挨拶（要旨） 横山理事長

第66回通常組合会を開催いたしましたところ年度末のご多忙の中、又花冷えの中をご出席賜り有難うございました。本日は規約の一部改正（案）と平成22年度事業計画並びに歳入歳出予算（案）を上程しておりますので慎重にご審議の程宜しくお願い申し上げます。

さて、平成21年度は医療費が予想外に大きく伸びておりますが、22年度4月からは診療報酬のプラス改定があり更に伸びると想定しております。診療側としては喜ばしいことですが、保険者としては厳しい状況になると思っております。



横山理事長

昨年11月下旬からの国保組合に関する朝日新聞の報道は、高額为国庫補助を受けていながら、入院費を無料にしたり、多額の剰余金や積立金を有しているのは国庫補助の趣旨から外れるものではないかと指摘しております。厚労省の公表した19年度の組合別国庫補助率によると70%を超える組合から低い組合まで約23%です。全国歯は28.9%で165組合中117番目です。厚労省は一連の報道を受けて保険料額の内容、付加給付等の実態調査を実施し、23年度の概算要求までに国庫補助を見直すとしていますが、当組合では国庫補助は現状を維持できないと厳しい財政状況となることが予想されます。

次に、昨年10月から22年1月末までの実施期間の単年度事業としてインフルエンザ予防接種補助金事業を実施しましたが、ワクチンの量が充分確保できないために、医療関係者から順次実施したために一般の住民が接種を受けられる体制が整ったのが今年1月後半となり、実施期間内に受けられない状況となったために、実施期間を3月末まで延長するとともに、平成22年度からは継続事業とし、実施期間を節目健診の実施期間も含めて毎年4月1日から翌年の3月31日まで延長しました。

次に高齢者医療制度ですが、後期高齢者医療制度を廃止し、新しい高齢者医療制度が平成25年度から実施されますが、厚労省の「高齢者医療制度改革会議」で有力視されているのが「高齢者医療と国保の一体運営案」というもので、65歳以上を原則国保に加入させ、65歳未満とは区分経理して都道府県単位で財政を運営するというものです。まだ幾つかの問題があり、特に財政、受皿の点で紆余曲折があると思います。この制度は地域保険として一元的運営に向けた改革の一段階と位置付けられています。当組合においては65歳以上が被保険者から離れると言うことになると、経営が一層苦しくなると思います。今後成り行きを充分注意して行かなければならないと思っております。

組合の問題では、白石副理事長が昨年9月30日に急逝されました。長い間組合の発展にご尽力いただきました。3月31日まで後任を空席のままでしたが、常務理事の尾上先生を先の理事会で副理事長に選任させて頂きました。二つ目は平成19年度から実施の療養附加金制度を21年度をもって廃止いたします。そして22年度から1種、2種組合員と1種家族の「歯科給付制限」を緩和いたします。

さて、平成21年度の決算見込では、収入で保険料が0.6%と横這で推移していますが、歳出では療養給付費が4月～12月の平均ベースで8.28%増と異常な伸びを示しております。

その中で剰余金として約31億円を残すことができたが、不安材料として単年度収支で20年度はプラス6億円余ありましたが、21年度決算見込では約2億9千万円のマイナスとなっております。単年度収支がプラスであるこそバランスのとれた組合運営ができると思いますので、今後単年度収支は充分に考えていかなければならない問題と思っております。

平成22年度予算総額が過去最高の160億2700万円となり、21年度と比較しますと約28億円増となっております。特記事項としては私の任期中は保険料の値上げはしない方向でスタートしましたが、後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額を月額100円づつ引き上げさせて頂きます。21年度の決算見込で剰余金が約31億円となりますが、全額22年度の繰越金に入れました。

歳出面では、診療報酬のプラス改定、歯科給付制限の緩和等をプラスして療養給付費全体で約6億5千万円増額となります。又前期高齢者納付金が22年度は満額となり、前年度に比較して約6億5千万円の増となります。このように増額の項目が幾つか出ており、全体として非常に大きな予算となっております。

次に22年度の事業計画については、一つ目は組合方式による保険者機能を十分に発揮して事業運営の推進に努めること、二つ目が被保険者の疾病に対する保険給付と健康管理を

推進する保健事業を実施して行くことを事業計画にあげております。

最後に、ご要望のありました組合会の「日曜日開催」の件について、役員、議員の先生方にアンケート調査を実施した結果、6対4あるいは7対3で日曜日開催が多かったので、会場について調査検討をおこないましたが、条件に合うところが見つけないようです。従来から他の会合と重複しないことを考慮し水曜日に開催しており、先生方もご了解の上で組合会議員に就任されていると思いますので、理事長からのお願いということで当分の間水曜日開催をお願いいたします。まだ色々お話しすることがありますが、「全国歯ニュース」に記載してありますので、お目通し頂きたいと思っております。現在、色々なところで見直しあるいは改革が行なわれており、国保を取り巻く環境が一層厳しくなっていくと思っております。私たち健全運営に努めて参りますが、先生方のご理解とご協力をお願いいたしまして私の挨拶といたします。

## ■ 報告事項

今井専務理事から2項目を除いて一括説明の後に、一志副理事長から全歯連関係について、続いて尾上常務理事から、平成22年度特別支部運営費交付金について報告の後質疑応答があった。



今井専務理事

**〔厚労省関係〕**

1. 平成22年度国民健康保険助成費

国保組合の国民健康保険助成に必要な経費は対前年度比で1.9%減であるが、国保組合の被保険者数の減及び後期高齢者支援金の平成20年度分がマイナス精算分となったことによる。1人当たりの医療費は3.1%増を見込んでいる。

2. 協会けんぽの財政問題への対応策

協会けんぽ支援のため、後期高齢者支援金の負担は総報酬割とし、後期高齢者支援金への国庫補助は廃止し、保険給付費に対する国庫補助を13%を16.4%とする。これに伴い国保組合は全国土木建築国保組合は、後期高齢者支援金の総報酬割に参加し、その他の国保組合は特定被保険者の後期高齢者支援金に係る国庫補助（16.4%）を一旦廃止し、組合の財政力に応じて国庫補助を投入する。これにより当組合の特定被保険者の後期高齢者支援金に対する国庫補助は0となった。

3. 厚生労働省による国保組合の事業運営状況調査

平成21年11月30日に保険料の内容・付加給付の状況、平成22年1月14日には付加給付等の実態調査が実施された。

4. 高齢者医療制度の見直し

後期高齢者医療制度は平成24年度で廃止され、平成25年度から新しい高齢者医療制度が施行される。廃止後の新しい制度について「高齢者医療制度改革会議」で有力視されているのが「高齢者医療と国保の一体運営」で、65歳以上を原則国保に加入させた上で、65歳未満とは区分経理して都道府県単位で財政を運営する。

5. 高齢者医療制度における平成22年度の対応

70歳から74歳までの患者負担割合（1割→2割）の引上げを凍結。

**〔栃木県庁関係〕**

1. 平成21年度国民健康保険事業に係る指導監督の結果

平成21年度は島根県支部、山梨県支部、沖縄県支部、青森県支部の4支部で実施され、幾つかの改善の指摘事項があったが、概ね適正に実施されていると認められた。

**平成21年度国民健康保険事業に係る指導監督の日程**

	支部	実施日
1	島根県支部	9月3日（木）
2	山梨県支部	10月7日（水）
3	沖縄県支部	11月19日（木）
4	青森県支部	11月26日（木）

2. 規約の一部改正に係る認可

第65回通常組合会で可決承認された出産育児一時金、延滞金、組合会議員の任期、役員任期に係る規約の一部改正について平成21年8月5日付けで栃木県知事から認可された。

**〔栃木県国保連合会関係〕**

1. 出産育児一時金の支払に関する契約

平成21年10月から実施された出産育児一時金の医療機関への直接払い業務を栃木県国保連合会と平成21年10月1日付けで委託契約を締結した。

2. 20府県国保連合会との審査支払等の契約取消

平成22年4月（3月診療分）から審査支払業務等を栃木県国保連合会に一括業務委託するために、20府県国保連合会と締結していた審査支払業務等の契約を取消した。

3. 審査支払等の契約

平成22年4月（3月診療分）から審査支払業務等を栃木県国保連合会に一括業務委託する契約を平成22年3月中に締結する。医療機関からのレセプトの提出は従来どおり府県国保連合会に提出、審査支払業務が行なわれ、「全国決済」の仕組みを利用して都道府県国保連合会間で支払相殺処理をする。

**〔全歯連関係〕**

全歯連の理事者として全国歯から恒石副理事長、今井専務理事、仲佐常務理事と私が参

画している。全歯連の目的は各組合間の連携を密にし、組合の健全なる運営と発展を期することにあり。

平成21年度総会が22年3月4日開催され、22年度事業計画案、予算案は可決された。

21年度から再加入の本組合の会費が173万円納入されたことにより、極めて財政逼迫の危機に瀕していた内容に些かな潤いをもたらした。

組織の崩壊を免れるためにも抜本的な機構改革、とりわけ役員数の削減、会議開催数の見直し等が喫緊の課題であり、全協との政治の関わりについても同様である。本年度は鋭意課題解消のための施策の展開に着手する。

全協の今年度予算に1千万円のモデル事業費が計上されたことを踏まえ、特定健診の中

に「歯科健診」を入れさせる働きかけをする旨の会長方針が示された。

当初、大儀としての仮称〔全国歯科医師国民健康保険組合〕の設立を夢見たが東京都歯科医師会の加入は事実上不可となったため断念せざるを得ない。

全歯連加入被保険者数は285,000人（全国歯68,400人）であり、これらの被保険者のためにも、全歯連は今後一層の機能強化が必要である。

〔全国歯関係〕

1. 規約施行規則の一部改正

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、歯科給付、療養附加金に係る規約施行規則の一部を改正した。

全国歯科医師国民健康保険組合規約施行規則一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 後
<p>第4条 (略)</p> <p>(基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第4条の2 規約第18条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>2. <u>3種組合員の世帯</u>に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者は、次に掲げる保険料賦課額を免除する。</p> <p>一 基礎賦課額</p> <p>二 後期高齢者支援金等賦課額</p> <p>3. 保険料賦課額の免除を受けようとするときは、保険料賦課額免除申請書(様式6号)に当該組合員の世帯に属することを証明する住民票を添付し理事長に申請するものとする。</p> <p>なお、免除見込期間に変更があった場合には、保険料賦課額免除見込期間変更申請書(様式15号)を速やかに理事長に申請しなければならない。</p> <p>4. 保険料賦課額の免除を受けていた者が、義務教育が終了したときは、保険料賦課額免除期間終了届(様式15号)を速やかに理事長に届けなければならない。</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保険給付</p> <p>(歯科給付)</p> <p>第9条 1種・2種・3種組合員及びその世帯員の歯科給付については、次の各項のとおりとする。</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>(基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第4条の2 規約第18条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>2. <u>3種女性組合員の一人親(離婚などにより一人で生計を営んでいる女性)の世帯</u>に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者は、次に掲げる保険料賦課額を免除する。</p> <p>一 基礎賦課額</p> <p>二 後期高齢者支援金等賦課額</p> <p>3. 保険料賦課額の免除を受けようとするときは、保険料賦課額免除申請書(様式6号)に当該組合員の世帯に属することを証明する住民票を添付し理事長に申請するものとする。</p> <p>なお、免除見込期間に変更があった場合には、保険料賦課額免除見込期間変更申請書(様式15号)を速やかに理事長に申請しなければならない。</p> <p>4. 保険料賦課額の免除を受けていた者が、義務教育を終了したときは、保険料賦課額免除見込期間終了届(様式15号)を速やかに理事長に届けなければならない。</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保険給付</p> <p>(歯科給付)</p> <p>第9条 1種・2種・3種組合員及びその世帯員の歯科給付の範囲は次のとおりとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>2. 次の各号に該当する場合は、<u>歯科給付対象外とする。</u></p> <p>一 <u>自家診療</u></p> <p>(1) <u>1種組合員</u> 1種組合員の診療所では、<u>1種組合員とその世帯員、近親者（2親等まで）の診療は歯科給付対象外となる。</u></p> <p>(2) <u>2種・3種組合員</u> 2種・3種組合員が勤務する診療所では、<u>2種・3種組合員とその世帯員の診療は歯科給付対象外となる。</u></p> <p>二 <u>1種組合員の世帯員は、自家以外の診療所においても歯科給付対象外とする。</u></p> <p>三 <u>1種・2種組合員は、自家診療所及び勤務する診療所以外での診療においても、次に掲げるものについては、歯科給付対象外とする。（3種組合員は除く）</u></p> <p>(1) <u>初診、再診時の加算項目</u></p> <p>(2) <u>鑄造歯冠修復物</u></p> <p>(3) <u>補綴関係</u> なお、終末処置の錬成充填は給付する。</p> <p>3. <u>1種・2種組合員及び1種組合員の世帯員は、次の各号に該当する場合は、「歯科診療認証申請書（様式26号）」を提出し、承認を受けることにより歯科給付を受けることができる。</u> また、第2項第三号に掲げるものについても歯科給付を受けることができる。</p> <p>一 <u>1種組合員が申請することにより2種組合員及び1種組合員の世帯員の申請は必要ない場合。</u></p> <p>(1) <u>1種組合員が疾病等で療養中により休診した場合。</u></p> <p>(2) <u>1種組合員が閉院等により診療ができない場合。</u></p> <p>二 <u>歯科給付を受けようとする者の申請がそれぞれ必要な場合。</u></p> <p>(1) <u>1種組合員の世帯員で自宅を離れて修学中の者（卒後研修等を含む）。</u> ただし、終末処置は錬成充填、又はインレーまでとする。</p> <p>(2) <u>その他特別な事情がある場合。</u></p> <p>4. <u>1種・2種組合員及び1種組合員の世帯員は、次の各号に該当する場合は、「歯科診療申請書（様式26号）」を提出なしで、歯科給付（自家診療及び近親者（2親等まで）診療を除く）を受けることができる。</u></p>	<p>(1) <u>他の医療機関における受診については給付する。</u></p> <p>(2) <u>自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関における受診と、それに伴う処方箋の発行による調剤については給付しない。</u></p> <p>(3) <u>この規約施行規則に定めるものの他、必要な事項については理事会において決定する。</u></p> <p>(第9条第2項から第5項まで削除)</p>

現 行	改 正 後
<p>また、第2項第三号に掲げるものについても歯科給付を受けることができる。</p> <p>一 1種組合員の世帯員が入院中に歯科診療を受けた場合。</p> <p>二 口腔領域の特殊な疾患（悪性腫瘍、顎骨骨折、唇・顎口蓋裂等）の場合。</p> <p>5. 歯科給付制限の特例措置により、歯科給付を受けようとする者は、次の各号を遵守するものとする。</p> <p>一 修学中の者の場合は、歯科診療承認申請書の他に「在学証明書」を添付すること。</p> <p>また、修学地での診療のみが歯科給付対象となる。</p> <p>二 口腔領域の特殊な疾患の場合の対象となる医療機関は、原則として国公立病院、大学病院、私立病院等の歯科及び口腔外科並びに専門歯科医が常勤し入院設備があり支部長が認めた歯科診療所となる。</p> <p>三 特例措置による歯科給付を受けようとする者は、保険料が納付期日までに完納されていること。</p> <p>第10条～第15条 （略）</p> <p><b>(療養附加金)</b></p> <p>第16条 <u>規約第12条の2に定める療養附加金の支給を受けようとする者は、療養附加金支給申請書（様式11号）を支部を経由し、組合に提出しなければならない。</u></p> <p>2. <u>療養附加金の支給は、年1回とする。</u></p> <p>3. <u>療養附加金の額が確定後、療養附加金支給額の通知を組合員に送付する。</u></p> <p>4. <u>療養附加金の申請の締め切りは、療養附加金を算定した年度の翌年度の12月末日とし、締め切り日までに請求を履行しない場合は、受領権を放棄したものとみなす。</u></p> <p>5. <u>療養附加金の支給を受けようとする者は、療養附加金支給申請書に療養附加金の振込先銀行口座（郵便口座を除く）を指定しなければならない。</u></p> <p>第17条 （略）</p>	<p><b>(療養附加金)</b></p> <p>第16条 <u>削 除</u></p> <p>第17条 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1. <u>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</u>  <u>（第9条第2項から第5項まで削除、第16条削除）</u>  <b>(経過措置)</b></p> <p>2. <u>平成22年4月1日前に保険料賦課額の免除を受けた場合の改正前の第4条の2の規定の適用については、なお従前の例による。</u></p>

2. 積立金規程の一部改正分

任意積立金の目的を明確にするために、積立金の種類を事務所管理積立金を事務所維

持・拡充積立金に、役職員退職死亡給与積立金を役員退職慰労金積立金及び職員退職手当積立金に改正した。

全国歯科医師国民健康保険組合積立金規程一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 後
<p>第1条 (略)</p> <p>(積立の種類)</p> <p>第2条 積立金は、次の各号とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 特別積立金</li> <li>二 給付費等支払準備金積立金</li> <li>三 別途積立金</li> <li><u>四 事務所管理積立金</u></li> <li><u>五 役職員退職死亡給与積立金</u></li> </ul> <p>(積立の方法)</p> <p>第3条 前条第一号及び第二号の積立については、国民健康保険法施行令の定めるところによる。</p> <p>2. 前条第三号による積立については、予測できない事態に備え積立てるものとする。</p> <p><u>3. 前条第四号による積立については、建物の大規模修繕及び建替え資金として、毎年定額を積立てるものとする。</u></p> <p><u>4. 前条第五号による積立については、その年度当初に退職者等を勘案して積立てるものとする。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(積立金の処分)</p> <p>第6条 積立金は、次の場合において、その一部又は全部を処分することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 特別積立金は、組合が解散又は合併の場合、保険給付費及びその他本組合の諸経費の精算に充てるため事業勘定へ繰り入れのとき。</li> <li>二 給付費等支払準備金積立金は、保険給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に不足が生じた場合、その財源として事業勘定へ繰り入れのとき。</li> <li>三 別途積立金は、第一号又は第二号に掲げる積立金の取り崩しに先立ち、当該各号の積立金の用途に資するため、その該当する事業勘定へ繰り入れのとき。</li> <li><u>四 事務所管理積立金は、建物の大規模修繕及び建替えの財源に充てるため事業勘定へ繰り入れのとき。</u></li> <li><u>五 役職員退職死亡給与積立金は、役職員が退職又は死亡のときの手当支払の財源に充てるため事業勘定へ繰り入れのとき。</u></li> </ul>	<p>第1条 (略)</p> <p>(積立の種類)</p> <p>第2条 積立金は、次の各号とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 特別積立金</li> <li>二 給付費等支払準備金積立金</li> <li>三 別途積立金</li> <li><u>四 事務所維持・拡充積立金</u></li> <li><u>五 役員退職慰労金積立金</u></li> <li><u>六 職員退職手当積立金</u></li> </ul> <p>(積立の方法)</p> <p>第3条 前条第一号及び第二号の積立については、国民健康保険法施行令の定めるところによる。</p> <p>2. 前条第三号による積立については、予測できない事態に備え積立てるものとする。</p> <p><u>3. 前条第四号による積立については、事務所の維持拡充に備え積立てるものとする。</u></p> <p><u>4. 前条第五号による積立については、役員が退職又は在任中死亡したとき、役員退職慰労金の支給に備え積立てるものとする。</u></p> <p><u>5. 前条第六号による積立については、職員が退職又は在職中死亡したとき、職員退職手当の支給に備え積立てるものとする。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(積立金の処分)</p> <p>第6条 積立金は、次の場合において、その一部又は全部を処分することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 特別積立金は、組合が解散又は合併の場合、保険給付費及びその他本組合の諸経費の精算に充てるため事業勘定へ繰り入れのとき。</li> <li>二 給付費等支払準備金積立金は、保険給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に不足が生じた場合、その財源として事業勘定へ繰り入れのとき。</li> <li>三 別途積立金は、第一号又は第二号に掲げる積立金の取り崩しに先立ち、当該各号の積立金の用途に資するため、その該当する事業勘定へ繰り入れのとき。</li> <li><u>四 事務所維持・拡充積立金は、事務所の新築、増築及び改築、修繕並びに購入の財源として事業勘定へ繰り入れのとき。</u></li> <li><u>五 役員退職慰労金積立金は、役員が退職又は在任中死亡のときに支給する役員退職慰労金の財源として事業勘定へ繰り入れのとき。</u></li> <li><u>六 職員退職手当積立金は、職員が退職又は在職中死亡したときに支給する職員退職手当の財源として事業勘定へ繰り入れのとき。</u></li> </ul>

現 行	改 正 後
	<p><u>附 則</u></p> <p>1. この規程は、平成22年4月20日から施行する。  <u>(第2条第四号及び第五号並びに第3条第3項及び第4項並びに第6条第四号及び第五号改正)</u></p>

3. 節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱の一部修正  
 節目健診（人間ドック等）の実施期間（4月1日から翌年1月31日まで→4月1日か

ら翌年3月31日まで）及び申請手続き（2月末日まで→4月7日まで）を修正した。

**全国歯科医師国民健康保険組合節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱  
 一部修正新旧条文比較対照表**

（下線部が改正部分）

承 認 済	修 正 後
<p>節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱</p> <p><b>(目的)</b>                      1 組合員が自らの健康の保持増進に努めることにより、疾病の発症を未然に防ぎ、また早期発見、早期治療により重症化を未然に食い止めるなど組合員の豊かな人生をおくるための健康づくりを支援し、国民健康保険事業の健全運営を期するために、予算の範囲内で節目健診の受診者に対して健診費用の一部を補助する。</p> <p><b>(対象者)</b>                      2 対象者は、次のとおりとする。                      (1) 1種組合員及び2種組合員のうち、当該年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。                      (2) 前項(1)に該当した1種組合員の被保険者である配偶者。なおこの場合の配偶者の年齢は問わない。                      (3) 3種組合員のうち、当該年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。</p> <p><b>(補助金額)</b>                      3 節目健診の補助金の額は同一年度内に受診した健診に対し、30,000円を限度として支給する。                      同一年度内に受診した健診が複数の場合は、その費用額の合計額に対して30,000円を限度として支給する。</p> <p><b>(健診の期間)</b>                      4 節目健診の補助金の対象となる健診は、<u>毎年4月1日から翌年1月31日までに</u>受診した健診とする。</p> <p><b>(申請手続)</b>                      5 節目健診補助金の支給を受けようとする者は、節目健診補助金支給申請書（様式43号）に受診した医療機関等の領収書を添付して支部を経由し、組合に提出しなければならない。                      但し、申請は同一年度内1回限りとする。                      ② <u>申請は当該年度の2月末日までに</u>提出しなけれ</p>	<p>節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱</p> <p><b>(目的)</b>                      1 組合員が自らの健康の保持増進に努めることにより、疾病の発症を未然に防ぎ、また早期発見、早期治療により重症化を未然に食い止めるなど組合員の豊かな人生をおくるための健康づくりを支援し、国民健康保険事業の健全運営を期するために、予算の範囲内で節目健診の受診者に対して健診費用の一部を補助する。</p> <p><b>(対象者)</b>                      2 対象者は、次のとおりとする。                      (1) 1種組合員及び2種組合員のうち、当該年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。                      (2) 前項(1)に該当した1種組合員の被保険者である配偶者。なおこの場合の配偶者の年齢は問わない。                      (3) 3種組合員のうち、当該年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。</p> <p><b>(補助金額)</b>                      3 節目健診の補助金の額は同一年度内に受診した健診に対し、30,000円を限度として支給する。                      同一年度内に受診した健診が複数の場合は、その費用額の合計額に対して30,000円を限度として支給する。</p> <p><b>(健診の期間)</b>                      4 節目健診の補助金の対象となる健診は、<u>事業年度の4月1日から翌年3月31日までに</u>受診した健診とする。</p> <p><b>(申請手続)</b>                      5 節目健診補助金の支給を受けようとする者は、節目健診補助金支給申請書（様式43号）に受診した医療機関等の領収書を添付して支部を経由し、組合に提出しなければならない。                      但し、申請は同一年度内1回限りとする。                      ② <u>申請は当該事業年度の終了した年の4月7日まで</u></p>

承 認 済	修 正 後
<p><u>ばならない。</u></p> <p>(健診機関) 6 健診機関は、人間ドック等の各種健診が可能な医療機関及び健診機関等とする。</p> <p>(支部への資金の交付) 7 毎年度、節目健診該当者の受診予測者分のうち、4月から9月分を4月に概算交付し、10月から翌年の<u>1月分</u>を9月に概算交付する。 概算交付に対して不足が生じたときは追加交付し超過したときは返還する。</p> <p>(交付金の精算) 8 当該年度の節目健診の受診者数が確定したときは、<u>3月31日</u>までに、節目健診交付金確定報告書とともに節目健診交付金の精算をするものとする。</p> <p>(資金の流用の禁止) 9 節目健診交付金は、他の保健事業費及びその他の費用に流用してはならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この交付要綱は、平成10年4月1日より施行する。 2 平成15年度以降は別途検討する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この交付要綱は、平成12年4月1日より施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この交付要綱は、平成14年4月1日より施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この交付要綱は、平成20年4月1日より施行する。</p> <p>(交付要綱の改正に伴う健診対象者の経過措置) 2 平成20年度の対象者については、改正後の第2項1号中「当該年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」とあるのは「当該年度中に30歳以上の5歳ごと及び31歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」と第2項3号中「当該年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」とあるのは「20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者及び26歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この支給要綱は、平成22年4月1日より施行する。 (第4項の新設及び各条文の整理)</p>	<p><u>に各支部に提出しなければならない。</u></p> <p>(健診機関) 6 健診機関は、人間ドック等の各種健診が可能な医療機関及び健診機関等とする。</p> <p>(支部への資金の交付) 7 毎年度、節目健診該当者の受診予測者分のうち、4月から9月分を4月に概算交付し、10月から翌年の<u>3月分</u>を9月に概算交付する。 概算交付に対して不足が生じたときは追加交付し超過したときは返還する。</p> <p>(交付金の精算) 8 当該年度の節目健診の受診者数が確定したときは、<u>翌年4月30日</u>までに、節目健診交付金確定報告書とともに節目健診交付金の精算をするものとする。</p> <p>(資金の流用の禁止) 9 節目健診交付金は、他の保健事業費及びその他の費用に流用してはならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この交付要綱は、平成10年4月1日より施行する。 2 平成15年度以降は別途検討する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この交付要綱は、平成12年4月1日より施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この交付要綱は、平成14年4月1日より施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この交付要綱は、平成20年4月1日より施行する。</p> <p>(交付要綱の改正に伴う健診対象者の経過措置) 2 平成20年度の対象者については、改正後の第2項1号中「当該年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」とあるのは「当該年度中に30歳以上の5歳ごと及び31歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」と第2項3号中「当該年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」とあるのは「20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者及び26歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この支給要綱は、平成22年4月1日より施行する。 (第4項の新設及び各条文の整理)</p>

4. インフルエンザ予防接種補助金支給要綱の一部改正

インフルエンザ予防接種補助金事業を平成21年度の単年度事業から継続事業に、実

施期間（平成21年10月1日から平成22年1月31日まで→4月1日から翌年3月31日まで）及び申請期限（平成22年2月28日まで→4月7日まで）を改正した。

**全国歯科医師国民健康保険組合インフルエンザ予防接種補助金支給要綱  
一部改正新旧条文比較対照表**

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 後
インフルエンザ予防接種補助金支給要綱	インフルエンザ予防接種補助金支給要綱
<p>(目的)</p> <p>1 この要綱は、インフルエンザの罹患予防を図るため、インフルエンザの接種を（以下「予防接種」という。）を受けるものに対し、予防接種に要する費用（以下「予防接種費用」という。）の一部を助成することにより、組合員の保健福祉の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>2 対象者は、次のとおりとする。 1種組合員（後期高齢者組合員を除く）、2種組合員、3種組合員及び組合員に属する世帯員。</p> <p>(補助金額)</p> <p>3 補助金の額は、1名につき2,000円を限度とする。支払った額が補助金限度額に満たない場合は、実費分のみの支給とする。 ただし、2回接種法で1回分が2,000円未満の場合、1回目と2回目の領収書を同時に提出した時に限り、その合算額から2,000円を限度に補助する。 また、他の制度（市区町村等）により、補助を受けることができる場合は、その補助制度を優先とする。</p> <p>(実施期間)</p> <p>4 <u>平成21年10月1日から平成22年1月31日までの間の予防接種とする。</u></p> <p>(申請方法)</p> <p>5 予防接種後『インフルエンザ予防接種補助金申請書』（様式47号）に必要事項を記入の上、『領収書』を添付し、支部事務所を経由し、組合に提出するものとする。『領収書』には、予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることを必ず明記する。2名以上同時に受診した場合は、『領収書』に金額等の内訳を明記する。 但し、申請は1回限りとする。</p> <p>(申請期限)</p> <p>6 <u>平成22年2月28日各支部事務所受付分までとする。</u></p> <p>(支部への資金の交付)</p> <p>7 予防接種費用概算額の約50%を支部に交付（<u>平成21年10月</u>）し、概算交付額に対して不足が生じたときは、追加交付し、超過したときは、返還する。</p> <p>(交付金の精算)</p> <p>8 予防接種受診者数が確定したときは、<u>平成22年3月31日</u>までに、「インフルエンザ予防接種補助金交付確定報告書」とともに交付金の精算をするものとする。</p> <p>(資金の流用の禁止)</p> <p>9 インフルエンザ予防接種補助交付金は、他の保健事業費及びその他の費用に流用してはならないものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>1 この要綱は、インフルエンザの罹患予防を図るため、インフルエンザの接種を（以下「予防接種」という。）を受けるものに対し、予防接種に要する費用（以下「予防接種費用」という。）の一部を助成することにより、組合員の保健福祉の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>2 対象者は、次のとおりとする。 1種組合員（後期高齢者組合員を除く）、2種組合員、3種組合員及び組合員に属する世帯員。</p> <p>(補助金額)</p> <p>3 補助金の額は、1名につき2,000円を限度とする。支払った額が補助金限度額に満たない場合は、実費分のみの支給とする。 ただし、2回接種法で1回分が2,000円未満の場合、1回目と2回目の領収書を同時に提出した時に限り、その合算額から2,000円を限度に補助する。 また、他の制度（市区町村等）により、補助を受けることができる場合は、その補助制度を優先とする。</p> <p>(実施期間)</p> <p>4 <u>事業年度の4月1日から翌年3月31日までの間の予防接種とする。</u></p> <p>(申請方法)</p> <p>5 予防接種後『インフルエンザ予防接種補助金申請書』（様式47号）に必要事項を記入の上、『領収書』を添付し、支部事務所を経由し、組合に提出するものとする。『領収書』には、予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることを必ず明記する。2名以上同時に受診した場合は、『領収書』に金額等の内訳を明記する。 但し、申請は1回限りとする。</p> <p>(申請期限)</p> <p>6 <u>申請は当該事業年度の終了した年の4月7日までに各支部に提出しなければならない。</u></p> <p>(支部への資金の交付)</p> <p>7 予防接種費用概算額の約50%を支部に交付（<u>事業年度の4月</u>）し、概算交付額に対して不足が生じたときは、追加交付し、超過したときは、返還する。</p> <p>(交付金の精算)</p> <p>8 予防接種受診者数が確定したときは、<u>当該事業の終了した年の4月30日</u>までに、「インフルエンザ予防接種補助金交付確定報告書」とともに交付金の精算をするものとする。</p> <p>(資金の流用の禁止)</p> <p>9 インフルエンザ予防接種補助交付金は、他の保健事業費及びその他の費用に流用してはならないものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>(その他) 10 この要綱に定めるほか、必要な事項は、理事長が別に定める。 (要綱の改廃) 11 この要綱を変更し、または廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p>(その他) 10 この要綱に定めるほか、必要な事項は、理事長が別に定める。 (要綱の改廃) 11 この要綱を変更し、または廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この要綱は、平成22年4月1日より施行する。 2. 改正後の要綱第4項及び第6項並びに第8項の規定は、平成21年8月1日から適用する。</p>

5. 平成22年度特別支給運営費交付金

平成22年度 支部別特別支部運営費交付金

(単位：円)

支部名	定額交付	実績交付	特別配分額	交付総額
栃 木	1,000,000	5,880,000	0	6,880,000
山 梨	1,000,000	2,470,000	0	3,470,000
青 森	1,000,000	2,420,000	0	3,420,000
岐 阜	1,000,000	4,350,000	0	5,350,000
富 山	1,000,000	410,000	0	1,410,000
滋 賀	1,000,000	2,690,000	0	3,690,000
京 都	1,000,000	3,900,000	0	4,900,000
岡 山	1,000,000	9,370,000	0	10,370,000
山 口	1,000,000	4,340,000	0	5,340,000
島 根	1,000,000	1,410,000	0	2,410,000
鳥 取	1,000,000	830,000	0	1,830,000
香 川	1,000,000	100,000	0	1,100,000
徳 島	1,000,000	1,130,000	0	2,130,000
高 知	1,000,000	2,490,000	0	3,490,000
新 潟	1,000,000	6,080,000	0	7,080,000
岩 手	1,000,000	450,000	0	1,450,000
石 川	1,000,000	2,280,000	0	3,280,000
長 野	1,000,000	6,690,000	0	7,690,000
福 井	1,000,000	1,410,000	0	2,410,000
沖 縄	1,000,000	1,200,000	0	2,200,000
合 計	20,000,000	59,900,000	0	79,900,000

6. 平成22年度国保システム回線使用料

平成22年度 支部別国保システム回線使用料

(単位：円)

支 部	平成22年度	平成21年度	対前年度比
栃 木	434,400	450,000	▲15,600
山 梨	201,600	208,800	▲7,200
青 森	220,880	230,400	▲9,600
岐 阜	478,800	505,200	▲26,400
富 山	225,600	235,200	▲9,600
滋 賀	243,600	253,200	▲9,600
京 都	566,400	594,000	▲27,600
岡 山	501,600	522,000	▲20,400
山 口	368,400	384,000	▲15,600
島 根	164,400	170,400	▲6,000
鳥 取	147,600	152,400	▲4,800
香 川	248,400	258,000	▲9,600
徳 島	236,400	246,000	▲9,600
高 知	189,600	198,000	▲8,400

支 部	平成22年度	平成21年度	対前年度比
新 潟	590,400	627,600	▲37,200
岩 手	324,000	336,000	▲12,000
石 川	266,400	283,200	▲16,800
長 野	480,000	501,600	▲21,600
福 井	148,800	152,400	▲3,600
沖 縄	174,000	180,000	▲6,000
支部合計	6,211,200	6,488,400	▲277,200
東京事務所	6,212,400	6,488,400	▲276,000
総 額	12,423,600	12,976,800	▲553,200

【注】総額を東京事務所と支部が折半し、支部の分を各支部の被保険者数で按分した額が各支部の使用料となる。

7. ZENKOKUSHIカード発行契約・保険証カード発行業務委託契約の解消

保険証カード発行業務等を委託していた三菱UFJニコス株式会社が当該業務から撤退することから平成22年3月31日をもって同契約を解消する。

8. 保険証カードの発行業務委託契約

保険証カードの発行業務を委託していた三菱UFJニコス株式会社が同業務から撤退することから、次の委託先を決定するために4者1団体から見積りを取り検討していたが、平成22年4月1日から日本貿易印刷株式会社と業務委託契約を締結する。

9. 地域単独事業に係る府県国保連合会との覚書

地域単独事業に係る現物給付の取扱は、岩手県、福井県、沖縄県以外の17府県で実施していたが審査支払業務等を栃木県国保連合会に一元化することに伴い、石川県国保連合会は取扱わないことになり、岡山県、新潟県の2国保連合会と香川県は市町村ごとに新たに覚書を取り交わすことで継続することとなった。ただし山梨県国保連合会

はシステム改修費として約100万円掛かることになった。

10. レセプト入力業務委託契約

(株)ユニスタッフに委託していたレセプト入力業務を平成22年度から栃木県国保連合会に委託することにしたが、柔整分は同連合会で対応できないために、従来どおり(株)ユニスタッフに委託する。ただし、取扱件数が大幅に減少することから単価1件当たり30円→50円に引き上げるとともに新たにデリバリ費用として月額10,000円支払うこととした。

11. インターネット接続サービス申込

現在利用している(株)ユニアデックスのインターネット接続サービスの「お手軽BBパックサービス」の終了に伴い、平成22年6月から「スパークメール (SSG140)」に切り替える申込をする。

12. 副理事長の選任と副理事長による理事長の職務代行の順位

平成21年9月30日にご逝去された白石副理事長の後任の副理事長に尾上徹常務理事を選任した。

新副理事長

地区	支 部	氏 名
B	京都府支部	尾 上 徹

任期 平成22年4月1日～平成23年3月31日



尾上新副理事長

副理事長による理事長の職務代行の順位

順 位	氏 名
第1順位者	林 伸伍 副理事長
第2順位者	一志 忠廣 副理事長
第3順位者	又吉 達雄 副理事長
第4順位者	恒石 定男 副理事長
第5順位者	尾上 徹 副理事長

13. 職員規程等検討臨時委員会

職員規程等の見直しを検討するために職員規程等検討臨時委員会を設置した。

地区	支 部	氏 名
B	京都府支部	尾 上 徹
A	指名理事	池 谷 剛
C	岡山県支部	南 哲之介
A	岩手県支部	中屋敷 修

14. 平成21年度療養給付費・総医療費の状況

平成21年度療養給付費の状況

(平成22年2月26日現在)

診療月	平成19年度 (A)	平成20年度 (B)	伸率 (B/A)	平成21年度 (C)	伸率 (C/B)
4月	467,193,820	424,893,481	90.95	468,961,659	110.37
5月	490,368,669	428,511,461	87.39	439,013,228	102.45
6月	492,449,046	417,858,240	84.85	456,883,377	109.34
7月	487,150,183	446,203,814	91.59	486,459,442	109.02
8月	418,893,174	396,404,328	94.63	457,294,215	115.36
9月	395,008,653	402,369,709	101.86	437,447,366	108.72
10月	465,006,799	471,739,904	101.45	506,141,542	107.29
11月	438,713,685	418,115,299	95.30	449,723,094	107.56
12月	426,945,515	476,194,984	111.54	501,821,041	105.38
1月	436,079,603	450,921,607	103.40	—	—
2月	425,054,268	443,578,295	104.36	—	—
3月	465,051,684	492,962,099	106.00	—	—
合計	5,407,915,099	5,269,753,221	97.45	4,203,744,964	—
年間平均 ベース	450,659,592	439,146,102	97.45	467,082,774	106.36
4～12月平均 ベース	453,525,505	431,365,691	95.11	467,082,774	108.28

注 ※1 金額は各府県連合会への支払金額  
 ※2 17年8月～19年7月：8割給付  
 ※3 19年8月～：7割給付

平成21年度総医療費の状況

(平成22年2月26日現在)

診療月	平成19年度 (A)	平成20年度 (B)	伸率 (B/A)	平成21年度 (C)	伸率 (C/B)
4月	604,904,650	591,493,300	97.78	654,489,100	110.65
5月	628,276,660	597,596,620	95.12	613,498,230	102.66
6月	635,109,660	581,668,730	91.59	639,941,940	110.02
7月	626,124,150	624,037,200	99.67	679,417,050	108.87
8月	582,222,050	555,142,250	95.35	642,557,570	115.75
9月	550,177,090	562,526,150	102.24	613,466,830	109.06
10月	650,096,810	658,876,310	101.35	705,904,260	107.14
11月	609,101,030	580,238,600	95.26	638,101,670	109.97
12月	590,555,020	666,673,640	112.89	—	—
1月	610,515,880	625,715,790	102.49	—	—
2月	592,772,390	622,380,750	104.99	—	—
3月	646,449,960	690,681,810	106.84	—	—
合計	7,326,305,350	7,357,031,150	100.42	5,187,376,650	—
年間平均ベース	610,525,446	613,085,929	100.42	648,422,081	105.76
4～11月平均ベース	610,751,513	593,947,395	97.25	648,422,081	109.17

注 ※1 レセプトデータを使用 ※2 17年8月～19年7月：8割給付 ※3 19年8月～：7割給付

15. 組合会の日曜開催

組合会の日曜日開催の要望を受けて実施したアンケート調査の結果を踏まえて会場の調査を実施した。その結果①日曜日は結婚式などのバンケットサービスのあるパーティーが優先され、予約も3カ月前でない

と不可（中野サンプラザも同様）。②公共的な施設が売却され少なくなっている。③ビジネスホテルは組合会を開催できる大きな部屋がない。④シティホテルは料金が高額になる等から現行どおり水曜日開催とする。

16. 平成22年度会議開催予定表

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

年	月	日 (曜)	時 間	会 議 名	場 所
H22年	5月	12日 (水)	13：00	第1回常務会	東京事務所
		14日 (金)	13：00～17：00	平成22年度職員事務研修会	銀座キャピタルホテル
		～15日 (土)	9：00～12：00		
	6月	29日 (火)	14：00	第1回監事会	東京事務所
		30日 (水)	11：00	第2回常務会	中野サンプラザ
			13：00	第1回理事会	中野サンプラザ
7月	21日 (水)	11：00	第3回常務会	中野サンプラザ	
		13：00	第67回通常組合会	中野サンプラザ	
10月	20日 (水)	13：00	第4回常務会	東京事務所	
11月	10日 (水)	11：00	第5回常務会	中野サンプラザ	
		13：00	第2回理事会	中野サンプラザ	
H23年	2月	16日 (水)	13：00	第6回常務会	東京事務所
		22日 (火)	14：00	第2回監事会	東京事務所
		23日 (水)	13：00	第3回理事会	中野サンプラザ
	3月	23日 (水)	10：30	第7回常務会	中野サンプラザ
			12：30	第68回通常組合会	中野サンプラザ

## ■ 当日質問

### 〔質疑応答の要旨〕

**Q** 第三者行為（交通事故）求償事務は犯罪は除外されると解釈してよいか。カード保険証の発行業務を日本貿易印刷と契約するということだがそれはそれでよいが、20府県支部で発行することと比較検討はしたか。

次にカード保険証の発券費用で凸版印刷の封入封緘費用の単価が更新時が43.2円で日次が15円となっているが、多く発行する更新時の方が安くなるのと思うが逆に高いのはなぜか。  
（岩手県支部 中屋敷議員）



中屋敷議員

**A** 第三者行為求償事務には犯罪は除外される。保険証を各支部で発券業務を行なうことについては器械の種類、発行に係るマンパワー、費用等支部で独自に発行できるか検討している。支部で発行すると申込から保険証の発行までの期間を短縮できるメリットもあるので検討している。

ただ、4月からの日次発券業務と来年の更新時の発券業務について契約を締結する。

凸版印刷の見積りについては、各社の見積りを一表に転載する時に記載間違いかも知れませんが確認して回答します。

### 〔確認後の回答〕

凸版印刷の日次発券処理の見積りの封入封緘費用の項目に①カード台紙プリント代（単価15円）②マッチング貼り付け（単価15円）③封入封緘費（単価15円）を入れるべきところを封入封緘費の15円のみを入れて ①及び②

を他の項目に誤記載したために更新時の封入封緘費用に比較して安価になったものです。従って正しい封入封緘費は更新時費用43.20円、日次時費用45円となります。

**Q** 有効期限を2年にしているが、国保法では2年に拘る規定はないので3～4年にすることも検討を願いたい。

（岩手県支部 中屋敷議員）

**A** 国保法では期限は定めなければならないが何年にする規定はありません。しかし有効期限を長くすると資格喪失後の使用の問題があります。

**Q** 組合会の日曜日開催についてアンケート調査を実施して頂き有り難く思っています。については日本歯科医師会の会館を使用できないのでしょうか。  
（富山県支部 山崎議員）



山崎議員

**A** 嘗て日本歯科医師会の会館を使用して会議を開催した経緯はあります。しかし土曜日は閉館ですので不可能かと思えます。平日は日程が合えば出来るかと思えますが、日本歯科医師会と東京都歯科医師会が入っている会館ですので、日程的に難しい状況かと思えます。

**Q** 特定健診は21年度10月現在で実施率3.16%と低いですが、ある程度のパーセンテージを維持しないとペナルティを科すと思えますがそのペナルティの詳細について教えて頂きたい。  
（栃木県支部 川嶋議員）

**A** 平成24年度に特定健診の目標達成状況等の評価により平成25年度以降の後期高齢者支援金をプラス・マイナス10%の範囲内で加



川嶋議員

算・減算するというものです。具体的な評価方法や算出方法は未だ決まっておりません。それと平成24年度で後期高齢者医療制度は廃止されますので、加算・減算も無くなることも想定されますが、その取り扱いはよく解らない状況です。

**Q** ニコスカードが無くなるということですが、ニコスカードは持っていて意味がないので個人としても撤退しなさいと言うべきですか。  
(滋賀県支部 井田議員)



井田議員

**A** 現在発行されている保険証、ZENKOKUSHIカードともに有効期限まで利用できます。

クレジット機能付き保険証は平成23年7月31日の有効期限まで利用できます。平成23年8月の更新時からは一般の保険証となる。平成22年3月31日をもってクレジット機能付き保険証の新たな発行は中止されます。

有効期限後のZENKOKUSHIカードの取り扱い、名称は変わるとは思いますが三菱UFJニコスから引続き利用するか確認の案内がいくと思います。

## 議 事

### 第1号議案 規約の一部改正（案） について議決を求める件 今井専務理事

第1号議案から第3号議案まで一括上程し、それぞれの議案に対する担当理事の趣旨説明があり、質疑応答の後に第1号議案から順次採決に入り原案どおり可決承認された。

第1号議案規約の一部改正（案）について今井専務理事より次のように趣旨説明があった。

#### 第4条（地区）

栃木県国保医療課から地区の拡張について既得権の保護に該当する場合は市町村単位で認めるとの通知に基づき、地区を拡張するため及び従来の20府県内の地区を別表1、拡張した地区を別表2に定めるために所要の改正を行なうものである。

#### 第7条（組合員の範囲及び種類）

国保法第13条第4項の規定に基づき組合に使用される者は規約に規定する地区に該当しない場合も組合員になることができることから、組合員は地区内に住所を有する者から組合に勤務する者を除くこと及び1種組合員は別表1に定める府県歯科医師会の会員とするために所用の改正を行なうものである。

#### 第12条の2

療養附加金を廃止するために所用の改正を行なうものである。

ただし、平成22年4月1日前に療養給付を受けた場合の改正前の規約第12条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

#### 第18条（保険料の賦課額）

後期高齢者支援金等賦課額（2,300円→2,400円）及び介護納付金賦課額（2,700円→2,800円）を改定するために所用の改正を行なうものである。

#### 第64条（財産の管理）

事務所の管理の財源に充てるための事務所管理積立金を事務所の維持及び増改築並びに買替、新築等の財源に充てるための事務所維持・拡充積立金に改定すること及び役員と職

員が退職した時に支給する財源に充てるための役職員退職死亡給与積立金をそれぞれの規程に基づき役員退職慰労金積立金並びに職員

退職手当積立金とするために所用の改正を行なうものである。

全国歯科医師国民健康保険組規約一部改正（案）新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 後
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
(地区) 第4条 <u>組合は栃木県、山梨県、岐阜県、富山県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県、山口県、岡山県、香川県、徳島県、高知県、青森県、新潟県、岩手県、石川県、長野県、福井県及び沖縄県の区域をその地区とする。</u>	(地区) 第4条 <u>組合は別表1及び別表2に定める区域をその地区とする。</u>
第5条～第6条 (略)	第5条～第6条 (略)
第2章 組合員	第2章 組合員
(組合員の範囲及び種類)	(組合員の範囲及び種類)
第7条 組合員は、第4条に定める地区内に住所を有する者で、次のとおりとする。 一 1種組合員は、府県歯科医師会の会員とする。 二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される歯科医師とする。 三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。 2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。 ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員は、この限りでない。	第7条 組合員は、第4条に定める地区内に住所を有する者 <u>(組合に勤務する者を除く。)</u> で、次のとおりとする。 一 1種組合員は、 <u>第4条別表1に定める府県</u> 歯科医師会の会員とする。 二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される歯科医師とする。 三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。 2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。 ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員は、この限りでない。
第8条～第9条 (略)	第8条～第9条 (略)
第3章 保険給付	第3章 保険給付
第12条 (略)	第12条 (略)
(療養附加金)	(療養附加金)
第12条の2 <u>組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員である被保険者(第12条第3号に該当する者を除く。)が保険医療機関等において一部負担金を支払ったとき</u>	第12条の2 <u>削 除</u>

現 行	改 正 後
<p>は、療養附加金を支給する。</p> <p>2. 療養附加金の額は、法第36条(歯科療養に係る外来療養(法第36条第1項第1号から第4号までに掲げる療養(同項第5号に掲げる療養に伴うものを除く。)をいう。)を除く。)に掲げる療養の給付を受ける際に支払う一部負担金の3分の1相当額とする。</p> <p>3. 療養附加金の支給に係る給付の調整及び給付の制限については、法第56条及び第59条から第63条の2までの規定による取り扱いと同様とする。</p> <p>4. 療養附加金は、法第57条の2に基づき高額療養費が支給される場合には、高額療養費を控除した額とする。</p> <p>5. 療養附加金は、当該組合員が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る額ごとに算定し、算定額が1,000円未満の場合は不支給とする。</p> <p>6. 療養附加金の算定は、1ヵ年(4月診療分～翌年3月診療分)とする。</p> <p>7. 前項の規定により算定した額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>8. 前項に定めるもののほか、療養附加金の支給に関して必要な事項は別に定める。</p>	<p>第13条～第17条 (略)</p>
<p>第13条～第17条 (略)</p> <p>第5章 保険料</p>	<p>第13条～第17条 (略)</p> <p>第5章 保険料</p>
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は、保険料として、第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員(後期高齢者の組合員を除く。)については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業(以下「後期高齢者の保健事業」という。)に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。</p> <p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただ</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は、保険料として、第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員(後期高齢者の組合員を除く。)については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業(以下「後期高齢者の保健事業」という。)に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。</p> <p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただ</p>

現 行	改 正 後
<p>し、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円(年額390,000円)を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円(年額19,500円)とする。</p> <p>(2) 月額4,700円(年額56,400円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。) <u>月額2,300円(年額27,600円)</u></p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。) <u>月額2,700円(年額32,400円)</u></p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額13,200円 (年額158,400円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額2,300円(年額27,600円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額2,700円(年額32,400円)</u></p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額5,700円 (年額68,400円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額2,300円(年額27,600円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額2,700円(年額32,400円)</u></p> <p>四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円(年額60,000円)とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額2,700円 (年額32,400円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額2,300円(年額27,600円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額2,700円(年額32,400円)</u></p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第27条 (略)</p> <p>第9章 業務の執行及び会計</p> <p>第60条～第63条 (略)</p>	<p>し、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円(年額390,000円)を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円(年額19,500円)とする。</p> <p>(2) 月額4,700円(年額56,400円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。) <u>月額2,400円(年額28,800円)</u></p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。) <u>月額2,800円(年額33,600円)</u></p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額13,200円 (年額158,400円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額2,400円(年額28,800円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額2,800円(年額33,600円)</u></p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額5,700円 (年額68,400円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額2,400円(年額28,800円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額2,800円(年額33,600円)</u></p> <p>四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円(年額60,000円)とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額2,700円 (年額32,400円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額2,400円(年額28,800円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 <u>月額2,800円(年額33,600円)</u></p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第27条 (略)</p> <p>第9章 業務の執行及び会計</p> <p>第60条～第63条 (略)</p>

現 行	改 正 後																														
<p>(財産の管理)</p> <p>第64条 組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>一 有価証券は、确实なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</p> <p>二 積立金は、国民健康保険法施行令第19条に定める特別積立金及び国民健康保険法施行令第20条に定める給付費等支払準備金のほか、<u>別途積立金、事務所管理積立金、役職員退職死亡給与積立金とし、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第65条～第67条 (略)</p>	<p>(財産の管理)</p> <p>第64条 組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>一 有価証券は、确实なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</p> <p>二 積立金は、国民健康保険法施行令第19条に定める特別積立金及び国民健康保険法施行令第20条に定める給付費等支払準備金のほか、<u>別途積立金、事務所維持・拡充積立金、役員退職慰労金積立金及び職員退職手当積立金とし、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第65条～第67条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1. <u>この規約は、平成22年4月1日から施行する。ただし、規約第4条及び7条の改正規定は栃木県知事の認可があった日から、規約第64条の改正規定は平成22年4月20日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第4条、第7条、第64条第二号の改正及び別表1、別表2の追加、第12条の2削除、第18条後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の改定)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2. <u>平成22年4月1日前に療養の給付を受けた場合の改正前の規約第12条の2の規定の適用については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>別 表 1 (規約第4条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>栃木県</td> <td>山梨県</td> <td>岐阜県</td> <td>富山県</td> <td>滋賀県</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>鳥取県</td> <td>島根県</td> <td>山口県</td> <td>岡山県</td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>徳島県</td> <td>高知県</td> <td>青森県</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>岩手県</td> <td>石川県</td> <td>長野県</td> <td>福井県</td> <td>沖縄県</td> </tr> </table> <p><u>別 表 2 (規約第4条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>宮城県</td> <td>気仙沼市、登米市、栗原市</td> </tr> <tr> <td>秋田県</td> <td>大館市、湯沢市、横手市、 仙北市、鹿角市、小坂町、 藤里町</td> </tr> <tr> <td>山形県</td> <td>鶴岡市、小国町</td> </tr> <tr> <td>福島県</td> <td>郡山市、西郷村</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>古河市、石岡市、結城市、 常陸大宮市、筑西市、桜川市、 境町、大子町、城里町、笠間市</td> </tr> </table>	栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県	島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県	新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県	宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市	秋田県	大館市、湯沢市、横手市、 仙北市、鹿角市、小坂町、 藤里町	山形県	鶴岡市、小国町	福島県	郡山市、西郷村	茨城県	古河市、石岡市、結城市、 常陸大宮市、筑西市、桜川市、 境町、大子町、城里町、笠間市
栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県																											
京都府	鳥取県	島根県	山口県	岡山県																											
香川県	徳島県	高知県	青森県	新潟県																											
岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県																											
宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市																														
秋田県	大館市、湯沢市、横手市、 仙北市、鹿角市、小坂町、 藤里町																														
山形県	鶴岡市、小国町																														
福島県	郡山市、西郷村																														
茨城県	古河市、石岡市、結城市、 常陸大宮市、筑西市、桜川市、 境町、大子町、城里町、笠間市																														

現 行	改 正 後
	群馬県 <u>桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町</u>
	埼玉県 <u>さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市</u>
	東京都 <u>八王子市、瑞穂町</u>
	神奈川県 <u>相模原市</u>
	静岡県 <u>御殿場市、富士宮市、富士市、小山町</u>
	愛知県 <u>名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手町、愛西市、春日町、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市</u>
	三重県 <u>津市、いなべ市、桑名市、伊賀市</u>
	大阪府 <u>大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町</u>
	兵庫県 <u>神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町</u>
	奈良県 <u>奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市</u>
	広島県 <u>広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町</u>
	愛媛県 <u>四国中央市、鬼北町</u>
	福岡県 <u>北九州市</u>

## 第2号議案 平成22年度事業計画(案) について議決を求める件 今井専務理事

平成22年度事業計画(案)について、今井専務理事より次のように説明があり、質疑応答の後に採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

### 概況

平成21年度は未曾有の世界的金融危機と地球規模の不況が続く中、国内では政治的混迷が続く状況の中で始まったが、平成21年9月に民主党を軸とする鳩山内閣が誕生し、約50年ぶりに本格的政権交代が実現した。その結果、8月に麻生内閣が提出した平成22年度予算の概算要求が白紙に戻され、鳩山内閣のもとで改めて予算編成がなされるという平成22年度も激動のうちに始まることとなった。

例年12月の財務省予算原案の内示を受け、全協が開催する実行運動本部委員会で国保組合の助成費及び制度の改正等について説明を受けていたが、政府は財務省原案は作成しない方針が示されたことから、この委員会は開催されず平成21年度第3回(臨時)常務理事会の資料が配布されることとなった。

平成18年度から平成20年度にかけて実施された医療制度改革の主要部分である平成20年度に実施された後期高齢者医療制度は実施直後から見直しが行われ通称を長寿医療制度と改めた上で、さらなる見直しの議論が続けられていたが、鳩山政権下で後期高齢者医療制度及び関連法案を廃止し、新しい高齢者医療制度を平成25年4月に実施することが決まった。

見直しの主な内容は地域保険として一元的運用し、年齢で区分する問題を解消するというものである。

平成20年度に協会けんぽへの国庫負担の一部を被用者保険に肩代わりさせるとともに国保組合への定率補助を32%から28%に削減することが決まっていたが、この法案が廃案となり実現しなかった経緯があるが、平成22年

に形を変えて復活した。協会けんぽへの財政支援策として、保険給付費に対する国庫補助を暫定補助率の13%から16.4%に引き上げた上で被用者保険内での後期高齢者支援金の総報酬割を導入した。これに伴ない国保組合の対応は全国土木国保組合が総報酬割に参加することになり、後期高齢者支援金の1/3に対する国庫補助を削減した。その他の国保組合は、特定被保険者の後期高齢者支援金の1/3に対する定率補助(16.4%)を廃止し、組合の財政力に応じて国庫補助を入れることになり、これにより当組合は0%となった。この措置は平成22年度7月から実施(平成22年度は8ヶ月分)され、後期高齢者医療制度が廃止されるまでの暫定措置である。

高齢者医療制度における負担軽減措置の70歳から74歳の者の自己負担割合(1割→2割)の引き上げの凍結及び被用者保険の被扶養者であった者の保険料軽減措置の凍結は平成23年3月まで延長されることとなった。

支援金・納付金では、後期高齢者支援金等は平成20年度分のマイナス清算の影響で当組合の予算ベースで対前年度比3.17%減の2,800,279,590円となった。前期高齢者納付金は平成20年度から2年間激変緩和措置がとられ平成22年度は本来額となるため、対前年度比約1.5倍になる計算だが、平成20年度分がマイナス清算となったために1.492倍の2,017,766,722円となった。病床転換支援金は転換見込数が減るために対前年度比87.49%減の290,066円となった。なお、老人保健拠出金は81,507,917円である。

平成18年の政省令改正により、平成23年度からレセプトオンライン化の対応として、現在20支部に分散処理されているレセプトについて、審査支払機関の全国決済処理を通じて、一つの国保連合会の保険者レセプト管理システムに一括投入し、同国保連合会とのネットワークを構築することで、一元的にレセプトの検索・閲覧・過誤・再審査等が効率的に処理されることから、当組合は栃木県国保連合会に国民健康保険審査支払業務等を委託する

こととした。

栃木県国保連合会は、平成23年度からのレセプトオンライン業務化に先立ち平成22年度から実施するために、当組合も平成22年度からの実施に向けて職員の研修等を進めながら栃木県国保連合会との審査支払契約を締結する。このために単県国保時代から委託している20府県国保連合会との審査支払契約を解消しなければならない。

## I 事業運営の基本方針

政治、経済、社会がチェンジの時代にあり、医療保険制度を取り巻く環境も変革の真っ只中にあると言える。医療制度改革も見直しや凍結が相次ぐ中、改革の主要部分である後期高齢者医療制度は廃止が決まり、国保組合に対する国庫補助の在り方の論議があるなど当組合の運営も前例踏襲主義が通用しにくい厳しい環境にあるが、こうした状況の的確な把握と認識の上にたち、組合方式による保険者機能を発揮した事業運営の確立に努めるとともに、国保組合の特性である組合員の相互扶助の精神で、被保険者の疾病に対する保険給付と健康管理を推進する保健事業を実施して行く。

## II 実施事業

### 1. 保険料

#### 一 基礎賦課額

##### (1) 所得割賦課額

種 別	賦課率・賦課額 (月額)
1 種組合員 (保険診療取扱者)	6.5/1000 上限 32,500円 下限 4月 1,900円 5~3月 1,600円
保険診療未扱者 (医療法人を含む)	32,500円
矯正を標榜する者 (医療法人を含む)	32,500円
1 種組合員の勤務医	15,000円
保険診療報酬の把握 できない者	32,500円

### (2) 均等割賦課額

種 別	賦課額 (月額)
1 種組合員	4,700円
1 種組合員の家族	2,700円
2 種組合員	13,200円
2 種組合員の家族	2,700円
3 種組合員	5,700円
3 種組合員の家族	2,700円
後期高齢者組合員の家族	2,700円

### 二 後期高齢者支援金等賦課額

種 別	賦課額 (月額)
組合員及び 組合員の世帯員	1 人当たり 2,400円

### 三 介護納付金賦課額

種 別	賦課額 (月額)
組合員及びその世帯 員のうち40歳から65 歳未満の者	1 人当たり 2,800円

### 四 後期高齢者賦課額

種 別	賦課額 (月額)
後期高齢者組合員	1 人当たり 5,000円

## 2. 保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親（離婚などにより独りで生計を営んでいる女性）の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者は、次に掲げる保険料賦課額を免除する。

ただし、平成22年4月1日前に保険料賦課額の免除を受けた場合の改正前の規約施行規則第4条2の規定については、なお従前の例による。

一 基礎賦課額 (均等割賦課額)	1 人当たり 月額2,700円
二 後期高齢者支 援金等賦課額	1 人当たり 月額2,400円

(平成22年4月1日から改正)

### 3. 療養給付費等の支給

#### (1) 給付割合

種 別	給付割合
1. 組合員	7割
2. 家族	7割
3. 義務教育就学前まで	8割
4. 前期高齢者 (70歳~74歳) ・現役並み所得者 ・一般所得者	7割 ※ 8割

※高齢者の医療に係る「凍結措置」により、平成23年3月まで9割に据え置く。

#### (2) 歯科給付

1種・2種・3種組合員及び世帯員の歯科給付については、次のとおりとする。

- ① 他の医療機関における受診については給付する。

- ② 自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関における受診と、それに伴う処方箋の発行による調剤については給付しない。

#### (3) 高額医療費の支給

同一被保険者が同一月内に、同一診療所で支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合、申請により支払った一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給する。

また、入院に係る高額療養費は、あらかじめ保険者に申請して自己負担限度額に係る認定証の交付を受けている場合は、高額療養費は現物給付とし、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額に止めることができる。

高額療養費の自己負担限度額

年齢層	所得層	自己負担限度額 (1ヶ月当たり)	
70歳未満	上位所得者 (年間所得600万円以上)	150,000円 + 〈総医療費 - 500,000円〉 × 1% (83,400円)	
	一般	80,100円 + 〈総医療費 - 267,000円〉 × 1% (44,400円)	
	低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 (24,600円)	
70歳以上 75歳未満	所得層	外 来	自己負担限度額 (1ヶ月当たり)
	現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円 + 〈総医療費 - 267,000円〉 × 1% (44,400円)
	一般 ※2	24,600円	62,100円 (44,400円)
	低所得者	II	8,000円
I (年金収入80万円以下)		8,000円	15,000円

- ※1 多数該当  
( ) 内の金額は多数該当 (過去12ヶ月間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当) の場合。
- ※2 高齢者医療に係る凍結措置  
高齢者の医療に係る「凍結措置」により、平成23年3月まで下記のとおり凍結される。  
・外来 24,600円→12,000円  
・入院 62,100円→44,400円
- ※3 75歳到達月における自己負担限度額の特例  
75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度 (国保・被用者保険) と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1とする。

**(4) 高額医療・高額介護合算制度**

高額療養費の算定対象世帯において介護保険受給者がいる場合、被保険者の申請により、医療と介護の自己負担限度額

を合算し、一定の自己負担限度額を超える自己負担について療養費として支給する。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額

		医療保険+介護保険 (年額) (70歳~75歳未満)	医療保険+介護保険 (年額) (70歳未満を含む)
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円	126万円
一 般		62万円 (56万円)※2	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

※1 年額は8月1日から翌年7月31日までの1年間

※2 70~74歳の一般は自己負担限度額の62万円は、高齢者の医療に係る凍結措置により平成23年3月31日まで56万円となる。

**(5) 出産育児一時金の支給**

被保険者が出産した時は、次のとおり出産育児一時金を支給する。

- ① 出産育児一時金等の直接支払制度に対応している医療機関で出産した場合は、医療機関からの請求により直接医療機関に支払ます。
- ② ①の場合で、出産費用が42万円に満たない場合は、申請により差額を支給します。
- ③ 出産育児一時金等の直接支払制度に対応していない医療機関で出産した場合は、申請により支給します。

※ 産科医療補償制度に加入している医療機関等（加入分娩機関）で出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明するスタンプを押された領収書又は請求書等の写しを出産育児一時金の申請書に添付しなければならない。

種 別	金 額
1児につき	420,000円

**(6) 葬祭費の支給**

組合員及びその家族が死亡した時は、申請により葬祭費を支給する。

種 別	金 額
① 1種組合員	200,000円
② 2種組合員	100,000円
③ 3種組合員	100,000円
④ 1種、2種、3種組合員の家族	50,000円
⑤ 後期高齢者組合員の家族	50,000円

**(7) 療養費の支給**

療養の給付が困難なときは、申請により療養費を支給する。(コルセット等の装具装着など)

**(8) 海外療養費の支給**

被保険者が海外において療養を受けた場合、申請により海外療養費を支給する。

**(9) 移送費の支給**

医師の指示により入院、転院、又は通院の際に歩行が困難なためタクシー等で移送した場合は、申請により移送費を支給する。

**(10) 傷病手当金**

組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病手当金を支給する。ただし同一年度内90日を限度とする。

種 別	金額 (1日につき)
① 1種組合員	4,000円
② 2種組合員	1,500円
③ 3種組合員	1,500円

**(11) 療養附加金の支給**

療養附加金は平成22年3月31日を以て廃止する。

ただし、平成22年3月31日までに組合員が療養のために保険医療機関に一部負担金を支払い、療養附加金の支給に該当し平成22年12月31日までに組合に申請があった場合は支給する。

**4. 保健事業**

**(1) 保健事業費の交付**

種 別	金 額
①定額交付分 (1支部当たり)	1,550,000円
②被保険者割交付分 (被保険者1人あたり)	440円

**(2) 節目健診事業**

組合員及び節目健診に該当した1種組合員の被保険者である配偶者に対して、1人当たり30,000円まで補助する。

対象者

① 1種組合員・2種組合員

1種組合員・2種組合員のうち、平成22年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

② 1種組合員の配偶者

①に該当した1種組合員の配偶者。この場合の配偶者の年齢は問わない。

③ 3種組合員

3種組合員のうち、平成22年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

補助金の額

節目健診の補助金の額は、同一年度内1回の健診に限り、30,000円を限度として支給する。

申請手続

① 節目健診補助金制度 (様式43号) を

支部に提出する。ただし、申請は同一年度内1回限り。

② 申請書には領収書を添付する。

**(3) インフルエンザ予防接種補助事業**

インフルエンザ予防接種を受けた1種組合員 (後期高齢者組合員を除く)、2種組合員、3種組合員及び組合員の世帯に属する世帯員に対して1人当たり2,000円を限度に補助する。

**(4) 特定健康診査・特定保健指導**

一 特定健康診査

① 40歳～74歳の組合員及び家族を対象に特定健康診査を実施する。

② 受診は「特定健康診査・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関に委託して実施する。

③ 費用は次のとおりとする。

- ・基本項目 自己負担 0割
- ・詳細項目 自己負担 0割

ただし、特定健康診査項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担となる。

二 特定保健指導

① 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に特定保健指導を実施する。

② 指導は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関に委託して実施する。

③ 費用は次のとおりとする。

- ・動機付け支援 自己負担 0割
- ・積極的支援 自己負担 0割

**(5) 資金貸付事業**

① 高額療養費資金貸付事業

被保険者が高額療養費の支給の対象をなった時、申請により貸し付ける。

② 出産費資金貸付事業

被保険者が出産育児一時金等の医

療機関への直接支払制度に対応していない医療機関で被保険者が出産した時は、申請により貸し付ける。

**(6) 医療費通知の実施**

被保険者に対する医療費通知を実施する。

**(7) 健康家庭表彰**

3年度間一度も保険給付を受けなかった健康家庭に対し、記念品を贈呈する。

**(8) 健康啓発事業の実施**

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、又、平成20年度から特定健診・保健指導が被保険者に義務化されることに伴い、当組合が的確に実施できるように、被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行う。

**(9) 後期高齢者組合員の保健事業**

後期高齢者組合員に対して次の事業を行う。

① 傷病見舞金の支給

後期高齢者組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病見舞金を支給する。ただし、同一年度内90日を限度とする。支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給機関を合算する。

一日につき	4,000円
-------	--------

② 死亡見舞金の支給

後期高齢者組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対して死亡見舞金を支給する。

後期高齢者組合員	200,000円
----------	----------

**5. レセプト点検の実施**

レセプト点検を実施し適性な療養給付費の給付を行うとともに、費用対効果の効率化に

努める。

**6. 広報活動の実践**

(1) 組合報の発行

(2) ホームページの活用

**Ⅲ 事務処理の適正化と効率化**

平成18年から平成20年の3年間にわたり順次実施された医療制度改革については、実施後の見直しが行われ、国保組合に対する国庫補助の見直しが議論されるなど医療保険制度を取り巻く環境は変革の時代にある。

また、当組合は平成22年度から審査支払い契約などを栃木県国保連合会と締結し、これまで20府県国保連合会に分散処理されていた業務を一括処理することとなる。このように変革の厳しい環境にあることの認識の上にて適正に対応し事務処理の効率化に努める。

**Ⅳ 各種関係団体との連携**

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

**第3号議案 平成22年度歳入歳出予算(案)について議決を求める件 鈴木常務理事**

鈴木常務理事から平成22年度歳入歳出予算(案)について、プロジェクターを用いて各年度と比較しながら趣旨説明があった。



鈴木常務理事

〔趣旨説明の要旨〕

〈歳入〉

平成22年度より後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の改定により、保険料全体で前年度を191,101千円上回る8,892,302千円を計上した。

国庫支出金は、全体として前年度より261,176千円上回る3,656,631千円を計上した。

繰入金は、22年度より第4項に役職員退職死亡給与積立金繰入金を追加し、263,435千円を計上した。

繰越金は、3,100,000千円を計上した。

〈歳出〉

保険給付費は、前年度より651,419千円上回る6,972,358千円を計上した。

前期高齢者納付金は、昨年度まで激変緩和策（20年度1/3、21年度2/3）がとられていたが、22年度は満額請求となったため前年度を665,485千円上回る2,017,768千円を計上した。

老人保健拠出金は、前年度を81,335千円上回る81,509千円を計上した。これは、平成20年度の清算分。

介護納付金は、前年度を114,194千円上回る1,210,220千円を計上した。

積立金の特別積立金及び給付費等支払準備金については、法定額を下回ると見込まれるため、特別積立金に228,051千円、給付費等支払準備金に41,306千円を計上した。

事務所管理積立金は、22年度より名称を事務所維持・拡充積立金に改め、前年度と同額を計上した。役職員退職死亡給与積立金は廃止し、新たに2つの積立金を設置し、それぞれ役員退職慰労金積立金に24,200千円と職員退職手当積立金に239,235千円を計上した。

《総括》

平成22年度歳入歳出予算は、16,027,434千円となり、前年度より2,799,513千円上回る予算となった。

全国歯科医師国民健康保険組合  
平成22年度 歳入歳出予算書総括表

歳 入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 国民健康保険料	8,892,302	8,701,201	191,101
2. 国庫支出金	3,656,631	3,395,455	261,176
3. 前期高齢者交付金	1	1	0
4. 共同事業交付金	90,367	99,234	▲8,867
5. 財産収入	16,686	17,168	▲482
6. 繰入金	263,438	3	263,435
7. 繰越金	3,100,000	1,000,000	2,100,000
8. 諸収入	8,009	14,859	▲6,850
歳入合計	16,027,434	13,227,921	2,799,513

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 組合会費	17,500	17,600	▲100
2. 総務費	626,451	614,202	12,249
3. 保険給付費	6,972,358	6,320,939	651,419
4. 後期高齢者支援金	2,800,280	2,891,848	▲91,568
5. 前期高齢者納付金	2,017,768	1,352,283	665,485
6. 老人保健拠出金	81,509	174	81,335
7. 介護納付金	1,210,220	1,096,026	114,194
8. 共同事業拠出金	129,335	141,987	▲12,652
9. 保健事業費	455,236	283,280	171,956
10. 積立金	542,793	10,004	532,789
11. 諸支出金	1	1	0
12. 予備費	1,173,983	499,577	674,406
歳出合計	16,027,434	13,227,921	2,799,513

## 全国歯科医師国民健康保険組合 平成22年度 歳入歳出予算書

歳 入

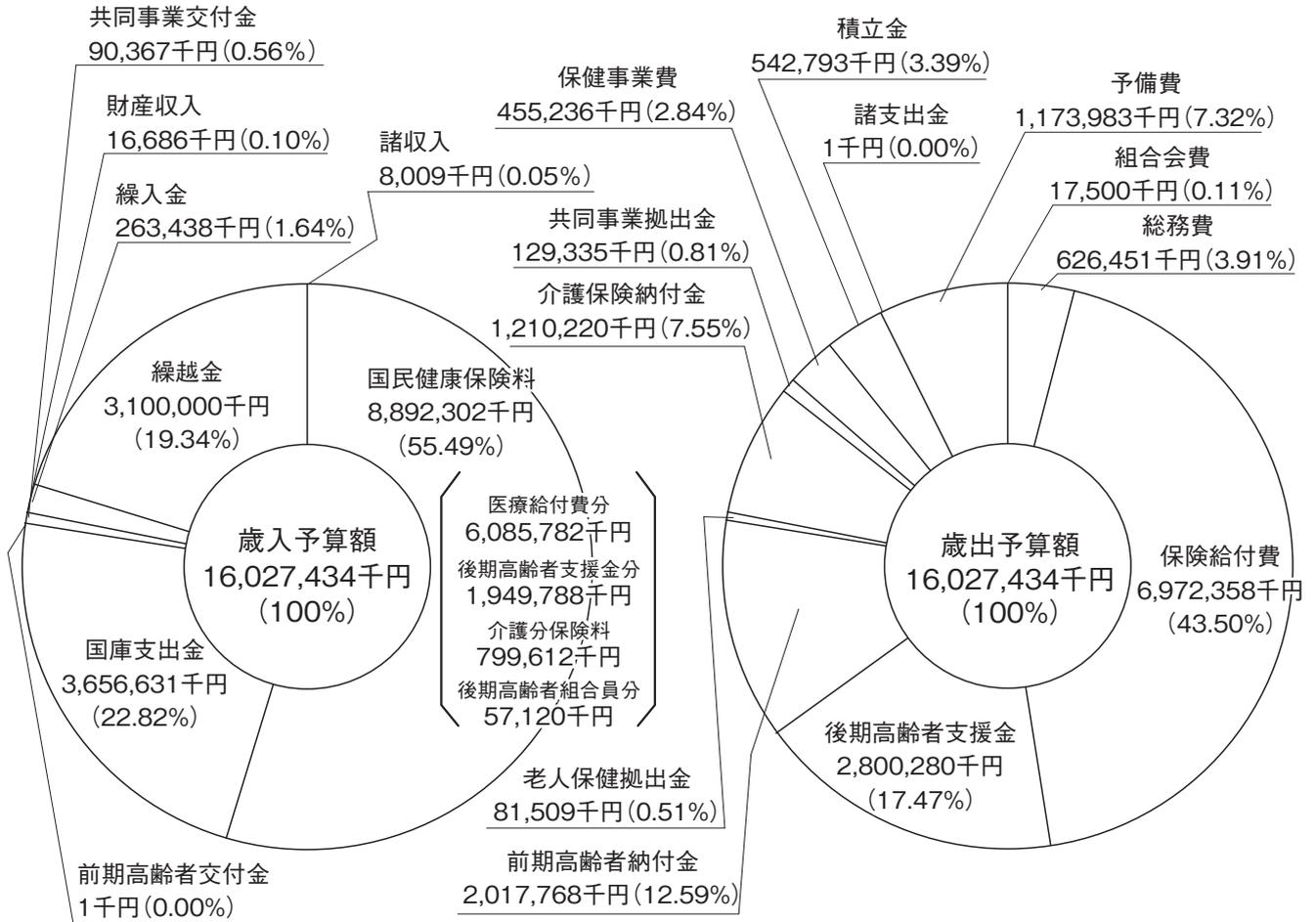
(単位：千円)

款	項	予 算 額
1. 国民健康保険料		8,892,302
	1. 国民健康保険料	8,892,302
2. 国庫支出金		3,656,631
	1. 国庫負担金	46,231
	2. 国庫補助金	3,610,400
3. 前期高齢者交付金		1
	1. 前期高齢者交付金	1
4. 共同事業交付金		90,367
	1. 共同事業交付金	90,367
5. 財産収入		16,686
	1. 財産運用収入	16,686
6. 繰入金		263,438
	1. 給付費等支払準備金繰入金	1
	2. 役員退職慰労金積立金繰入金	1
	3. 職員退職手当積立金繰入金	1
	4. 役員退職死亡給与積立金繰入金	263,435
7. 繰越金		3,100,000
	1. 繰越金	3,100,000
8. 諸収入		8,009
	1. 延滞金及び過料	1
	2. 立替収入	1
	3. 預金利息	8,003
	4. 雑収入	4
歳 入	合 計	16,027,434

歳 出

款	項	予 算 額
1. 組合会費		17,500
	1. 組合会費	17,500
2. 総務費		626,451
	1. 総務管理費	626,450
	2. 徴収費	1
3. 保険給付費		6,972,358
	1. 療養諸費	5,912,491
	2. 高額療養費	486,697
	3. 移送費	1,000
	4. 出産育児諸費	320,100
	5. 葬祭費	15,050
	6. 傷病手当金	50,487
	7. 療養附加金	186,533
4. 後期高齢者支援金		2,800,280
	1. 後期高齢者支援金	2,800,280
5. 前期高齢者納付金		2,017,768
	1. 前期高齢者納付金	2,017,768
6. 老人保健拠出金		81,509
	1. 老人保健拠出金	81,509
7. 介護納付金		1,210,220
	1. 介護納付金	1,210,220
8. 共同事業拠出金		129,335
	1. 共同事業拠出金	129,335
9. 保健事業費		455,236
	1. 特定健康診査等事業費	134,768
	2. 保健事業費	320,468
10. 積立金		542,793
	1. 積立金	542,793
11. 諸支出金		1
	1. 償還金	1
12. 予備費		1,173,983
	1. 予備費	1,173,983
歳 出	合 計	16,027,434

## 平成22年度 歳入・歳出予算に占める各款別構成割合



### ■ 事前質問

#### 〔質疑応答の要旨〕

**Q** 1種、2種組合員及び1種組合員の世帯員に対する自家診療以外は給付するという制限の緩和は歓迎するが、3割負担の上に療養附加金も廃止となり、全国歯に加入するメリットが少なくなっている。3種組合員とその世帯員に対する歯科給付に制限のない単県歯科国保もある、更なる緩和を願いたい。(京都府支部 足達議員)

**A** 自家診療以外は給付するという給付制限を緩和したが、3種組合員とその世帯員の更なる緩和ということですが、これについては給付担当者会議で検討したが、この緩和措置による給付の伸びの予測が困難であること及び平成21年度の療養給付費が大きな伸びを示していることから22年度の療養給付費及び支



足達議員

援金、納付金等の増が予測されること並びに前期高齢者納付金の激変緩和措置が21年度で終わり22年度から本来額になること等から22年度予算ベースでは大変厳しい財政状況になっている。こうした状況を踏まえて自家診療以外は給付するとした。3種組合員の全面給付については、今回の緩和措置の推移及び財

政状況並びに保険料賦課額等を兼ね合いの中で考えて行きたいのでご理解賜りたい。

**Q** 岡山県支部の平成22年度特別支部運営費交付金が対前年度比408万円増、実績交付部分では77.1%増の内示を受けた。大幅の増減は支部事業の継続性に支障を来すものである。もう少し激変緩和措置を講じられないか。又、同交付金は理事会で定めるとあるが、計算方法を示して頂きたい。(岡山県 渡部議員)



渡部議員

**A** 特別支部運営費交付金については、全国歯創立当時、各支部より財政状況に格差があることを考慮し、収支差額により特別保健事業費として交付し、定額交付分はありませんでした。平成8年度に交付総額8千万円とし、その内各支部100万円の定額交付分を設けて交付。平成9年度に交付基準を定め、保健事業費から特別支部運営費と改めてから以前よりは平均化している。更なる平均化の要望については常務会等で検討したい。又、計算方法については、参考資料2の特別支部運営費交付基準・計算方法を記載してありますのでお目通しを願います。

**Q** 栃木県の指導監督の際に、支部運営委員会の定数、会議成立の定足数、議決要件等の規定の整備をするよう指摘があった。岡山県支部では、同委員会を「連絡会議」と位置付け、事業実施の議決は、専ら理事会で行なっている。栃木県の指摘は、支部運営委員会の議決権に踏み込んだもので、支部規則と矛盾すると思われる。議決機関であるならば支部規則の改正が必要であり、支部理事会につい

ても同様に規則の整備を指摘されたが、本部が整備するものとする。(岡山県支部 渡部議員)

**A** 組合支部規則第10条に支部の業務を円滑に遂行するために支部運営委員会を設けることができる」と規定され、同時に同条第2項で運営委員会の定数は、支部の規模、財務の範囲内で定めなければならないと規定されています。また、支部役員については組合役員規則第13条にこの規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長の承認を得て支部長が別に定めると規定されています。つまり、組合支部規則は支部に関する基本的な規則であり、各支部はそれぞれの規模、財政等に応じて必要な事項を定めることになっています。従って運営委員会を設けている場合は、その定数、議決要件等を定めて頂きたいと思います。

**Q** 運営委員会ではなく、他の名称で設ける訳にはいかないでしょうか。運営委員会として招集しなければ、規則は関係なくなると思われるが。

**A** 他の名称で招集すれば規則は関係なくなるという意見ですが、やはり理事会、運営委員会についての規則を定めて支部の運営に当たるのが望ましいと考えます。

**Q** 運営委員会について確認ですが、栃木県は運営委員会の規約があるが、栃木県支部の運営に関する議決ができるとは謳っていないが議決権を持つと理解してよいか。



阿部議員

(栃木県支部 阿部議員)

**A** 運営委員会が議決機関か否かについては、栃木県に照会して回答させていただきます。

第66回通常組合会で支部運営委員会に係る質問について栃木県保健福祉部国保医療課に照会していたが、回答を得たので下記のとおり回答します。

〈栃木県からの回答〉

支部理事会は、支部の執行及び議決機関である（支部規則第8条）。一方で支部運営委員会は、支部理事会の補助機関として、支部の裁量により任意に設置できる機関である。

さらに当該委員会の役割の範囲も、規則等に反しない限りにおいて支部の裁量により決することができる。

ただし、支部運営委員会を設置する場合には、府県支部内の規定等により支部運営委員会の存在の根拠をはっきり明示させる必要がある。

**Q** 今後、全国歯のメリットをだすために保健事業等の拡充を考えているか、又アイデアがあるかお聞かせ頂きたい。

(新潟県支部 五十嵐議員)



五十嵐議員

**A** 給付割合が全保険者が7割に統一された中で、緩和したとはいえ全面給付でないので、当組合のメリットを出すには保健事業の拡充は大切なことと認識している。そのために21年度にインフルエンザ予防接種補助事業を実施し、更に節目健診とともに実施期間の延長を図った。

保健事業費の面からみると、20年度は対前

年度比77.05%増（節目健診2年分実施）21年度は6.51%増、22年度は25.58%増（インフルエンザ予防接種補助）となり、22年度の予算ベースで19年度比で見ると2.39倍となる。このように費用額の面からも充実を図ってきている。今後とも財政及び保険料賦課額との兼ね合いを考えながら保健事業の充実に努めて参りたい。

**Q** 第2号議案の事業計画の葬祭費の支給の申請期限及び1種、2種、3種組合員の家族の支給件数並びに何親等まで家族というのか教えて頂きたい。（新潟県支部 松崎議員）



松崎議員

**A** 何親等までが家族かは、被保険者である家族となります。申請期限及び支給件数については、確認の上回答します。

〈確認後の回答〉

**A** 申請期限は特に規定してありませんが、可及的すみやかに申請をお願いします。なお、2年を経過したときは、時効になります。（参考：国保法第110条（略）還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2年を経過したときに、時効によって消滅する。）

家族の支給件数は、平成19年度142件、平成20年度46件で対前年度比▲67.61%ですが、急激な減少は20年度から75歳以上が後期高齢者医療制度に移行したためです。

**Q** 退職手当支給明細書の退職事由の出向解除とは在籍出向か退職出向か。

(岩手県支部 中屋敷議員)

**A** 歯科医師会から全国歯の支部に出向していたのが、人事異動で歯科医師会に戻るもので歯科医師会に在籍しての出向です。

## 叙勲受章者に対する記念品の贈呈

尾上常務理事より、平成21年秋の叙勲で旭日小綬章を受章された栗山豊実理事の紹介の後、横山理事長から栗山豊実理事の叙勲を祝い記念品が贈呈された。



### 〔栗山先生の挨拶の要旨〕

昨年秋の叙勲で旭日小綬章をいただきました。我々は地域医療を守って行かなければならないのですが、我々が豊でないとそれも出来ないと思っており、それをモットーにやってきました。そういった意味で歯科医師会及び国保に色々申し上げてきました。国保は平等に被保険者に対して出来るだけ安い保険料で運営できればというのが根本です。私は昨年3月で歯科医師会を引退しまして、今後は静かに過ごして行きたいと思っておりますが、私で何か出来ることがあればお役に立ちたいと思っております。国保ももう少しと思いますが宜しくお願い申し上げましてお礼の言葉といたします。

## 閉会の辞

## 又吉副理事長

本日は長時間にわたりご苦勞様でした。栗山先生にはおめでとうございます。報告事項が大変多くありましたが、もう一度お目通しの上、十分な把握をお願いいたします。

又、来年度の事業計画及び予算についてご審議を頂きましたが、財政的に大変切迫し、余裕のある組合ではございません。その中で、いかに単県国保との差別化、メリットを出して行くかについて、理事長はじめ色々腐心しているところです。皆様からも忌憚のないご意見を賜り、組合運営に反映させて頂きたいと思っております。本日はご苦勞様でした。



又吉副理事長

## 新役員紹介



芦田新理事

氏名 芦田 欣一 (滋賀県支部) (昭和21年1月1日生)  
 任期 平成22年4月1日～平成23年3月31日

【表彰歴】 平成16年11月27日 厚生労働大臣表彰  
 平成20年4月28日 藍綬褒章

【略歴】

- ・日本歯科医師会関係  
平成18年4月1日～現在 代議員
- ・県歯科医師会関係  
平成3年4月1日～平成9年3月31日 滋賀県歯科医師会理事  
平成9年4月1日～平成12年3月31日 滋賀県歯科医師会常務理事  
平成12年4月1日～平成18年3月31日 滋賀県歯科医師会副会長  
平成18年4月1日～現在 滋賀県歯科医師会会長
- ・全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)  
平成20年4月1日～平成21年10月7日 組合会議員
- ・全国歯科医師国民健康保険組合関係 (支部)  
平成18年4月1日～平成21年10月7日 滋賀県支部副支部長  
平成21年10月8日～現在 滋賀県支部支部長

【挨拶の要旨】

今、ご承認いただきました芦田でございます。昨年9月にご逝去されました白石先生は8月30日に東京でお会いして、いつもの処で一緒に飲んで帰ったのですが、その1週間後に入院され、20日余りで急逝されました。その折には全国歯の皆様方には色々お気遣いを頂きまして有難うございました。白石先生はベテランでしたが、私は新人ですので解らないところが多々あると思っておりますが、皆様方宜しく願いいたします。

## 叙勲受章者紹介



氏名 栗山 豊実 (昭和12年7月24日生)

【受章種別】 旭日小綬章  
 【功労種別】 保健衛生功労

【表彰歴】

平成12年3月9日 ……富山県知事表彰  
 平成13年4月29日 ……藍綬褒章  
 平成15年11月27日 ……日本歯科医師会会長表彰

【略歴】

- ・日本歯科医師会関係  
平成13年4月17日～平成21年3月31日 ……日本歯科医師会代議員
- ・県歯科医師会関係  
昭和54年4月1日～昭和60年3月31日 ……富山県歯科医師会理事  
平成6年4月1日～平成13年4月5日 ……富山県歯科医師会副会長  
平成13年4月6日～平成21年3月31日 ……富山県歯科医師会会長
- ・全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)  
平成14年4月1日～現在 ……本部理事
- ・全国歯科医師国民健康保険組合関係 (支部)  
平成6年4月1日～平成13年6月7日 ……富山県支部理事  
平成13年6月8日～平成21年3月31日 ……富山県支部支部長  
平成21年4月1日～現在 ……富山県支部理事

## 故 白石宣先生を偲んで

芦田 欣一

白石宣先生が平成21年9月30日にご逝去されました。民主党が衆議院選挙で圧勝した投票日の8月30日には東京で需給協の会議に2人で出席し、その帰りにいつもの東京駅構内の居酒屋で酒を飲み、9月3日は大津駅近くの居酒屋で酒を飲み、その時いつもの元気がなく帰りしなに疲れているけれど皆と飲んで元気が出たと普段聞いたことがない弱気な言葉が出てきてアレーと思いました。

翌々日の5日に緊急入院されました。6日には大阪歯科大学滋賀県同窓会の総会があり会長として大変気になしておられ朝早く病院から電話があり、後を頼むとのことであり、入院早々弱気な言葉だと思いましたがその時すでに覚悟されていたのかと、後になって思うようになりました。

先生は昭和50年から県歯科医師会に係わられ、保険部委員、委員長、理事、専務理事、副会長、会長と歴任され平成9年には日本歯科医師会理事に就任されました。その間滋賀県の各種審議会委員、社会保険診療報酬支払基金審査委員を長年され県における我々の保険ルールの適正な運用に努力されました。また全国歯科医師国民健康保険組合滋賀県支部長一本部理事一本部副理事長として歯科医師、従業員の健康、福利厚生の上を目指しご指導いただきました。

先生はこよなく酒を愛し一期一会を大切にされ人との出会いを大切にされ毎週木曜日には県歯科医師会に来られ夜の飲み会に率先して勧誘され我々も当然のように参加していました。賑やかな大きな声で話され、時には煩さく感じる時がありましたが亡くなられた後の飲み会がなにか寂しく仲間と話をしていても静かで白石先生がおられたらもう少し盛り上がると思わず今だに話題になる今日このごろです。

先生とは私が保険部委員となった時から約30年の付き合いであり先生の歩まれた道を後輩の私が同じ道を歩いており先生が県歯科医師会を辞められた後は励まし応援していただき大きな後ろ盾を失ってしまい残念な思いであります。白石先生の歯科医師としての意思は充先生、芳先生お二人が受け継がれるでしょう。

泉下の平安を心あからお祈り申し上げます。

合掌



故 白石宣 先生

### 歯科医師のみなさま !! 加入のご検討をお勧めします。

#### 国民年金基金とは

国民年金基金制度は、自営業者など国民年金の第一号被保険者がより豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せして年金を受け取るための公的な年金制度であり、税制上の優遇や国庫による助成などの特別な措置があります。

#### 税制上のメリット

掛金は全額“社会保険料控除”となります。〔掛金の上限は月額68,000円です。但し、個人型確定拠出年金にも加入されている場合には、その掛金と合わせて月額68,000円が上限となります〕また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用され、所得税・住民税の軽減につながります。

#### 特長

- ①加入は口数制で、年金額や給付の型は加入者が自分で選択できます。
- ②掛金月額、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、男女の別によって決まります。

お問い合わせ  
資料請求は

**0120-155-950**  
**歯科医師国民年金基金**

（国民年金基金に加入できるのは、  
国民年金への加入者で、60歳未満の歯科医師の方に限ります。）

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-4-4 ハリファックス九段ビル 8 階

http://www.npfunddent.or.jp e-mail: office@npfunddent.or.jp

歯科医師国民年金基金は、日本歯科医師会を母体として設立され、平成3年5月に職能型国民年金基金第一号として認可されました。

お知らせ

## 保険証 & ZENKOKUSHI カード

■平成22年3月31日をもってクレジット機能付き保険証の発行は終了になりました

■現在発行されている保険証は、有効期限（平成23年7月31日）まで利用できます

### ◆◆ 保険証&ZENKOKUSHIカードの今後のスケジュール ◆◆

- (1) 「一般の保険証」について
  - ・平成23年7月31日の有効期限までご利用できます。更新も通常どおり行なわれます。
- (2) 「クレジット機能付き保険証」について
  - ・現在発行されている「クレジット機能付き保険証」は平成23年7月31日の有効期限までご利用できます。
  - ・平成23年8月1日の更新からは「一般の保険証」になります。
  - ・平成22年3月31日をもちまして、「クレジット機能付き保険証」の発行は終了になりました。
- (3) 「ZENKOKUSHIカード」について
  - ・現在発行されている「ZENKOKUSHIカード」は、平成25年7月31日の有効期限までご利用いただけます。

お知らせ

## 歯科給付制限を緩和

平成22年4月受診分より歯科給付制限を下記のとおり緩和します。

■他の医療機関における受診については給付します。

■自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関における受診と、それに伴う処方箋の発行による調剤については給付しません。

## 療養附加金制度を廃止

療養附加金制度は、平成22年3月31日をもって廃止となりました。

ただし、平成22年3月31日までに組合員が保険医療機関で一部負担金を支払い、療養附加金の支給に該当した場合は、平成22年12月末日までに申請があった場合は支給します。

# 健診等の実施期間を延長

## 節目健診とインフルエンザ予防接種の 実施期間を延長しました。

節目健診（人間ドック等）補助金事業&インフルエンザ予防接種補助事業の実施期間&申請期限を下記のとおり延長しました。

- 実施期間 事業年度の4月1日から翌年の3月31日まで。
- 申請期限 当該事業年度の終了した年の4月7日までに各支部に提出してください。

# 平成22年度も特定健診・ 特定保健指導を実施します

平成20年から内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健診・特定保健指導を無料で実施しています。

- ・ 特定健診対象者は、当国保組合のうち、40～74歳で、かつ当該実施年度の1年間を通じて加入している方。
- ・ 特定健診対象者の方には「受診券」を送付(6月より順次送付予定)いたします。詳しくは「受診券」に同封される小冊子などをご覧ください。
- ・ 特定保健指導は、特定健診の結果から対象者を抽出します。
- ・ 特定保健指導対象者の方には「利用券」を発行します。

なお、従業員の方はお勤めの診療所で行う事業主健診の健診データ（受診券に同封の質問票への回答を含む）を全国歯へ送付いただくことにより特定健診を受診したことになりますので、事業主の先生方におかれましては、送付等の負担等大変ご面倒をおかけしますが、何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。